



産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書

令和5年 6月16日

（宛先）

埼玉県東部環境管理事務所長

報告者 氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては  
その代表者の氏名

埼玉県久喜市清久町1番地5  
大日本印刷(株)  
情報コミュニケーション製造統括本部  
出版製造ユニット 久喜工場  
ユニット長 中村 貴則  
(電話番号 0480-21-7200)

令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成（変更）したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	大日本印刷株式会社 情報コミュニケーション製造統括本部 出版製造ユニット 久喜工場
事業場の所在地	埼玉県久喜市清久町1番地5
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
変更の概要	—
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	151印刷業
② 事業の規模	製造品出荷額 19,623,443千円（令和4年度実績）
③ 従業員数	947人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
<p>(管理体制図)</p> <p>工場長 ↓ ゼロエミッション (産廃削減) プロジェクトリーダー → 業者管理 (契約、伝票支払等)、行政報告等 ↓ 各職場プロジェクトメンバー (削減担当)</p>		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	<b>【前年度 (令和4年度) 実績】</b>	
	産業廃棄物の種類	別紙-2のとおり
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底、職場巡視による啓蒙指導 有価物化 (金属くず、バッテリー、DVD、廃インキ、ブランケット、樹脂パレット、各種フィルム類など) 納入資材梱包材の削減、持ち帰り再利用	
② 計画	<b>【目標】</b>	
	産業廃棄物の種類	別紙-2のとおり
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) 有価物化の見直し 分別強化徹底による有価物化 削減活動の原点に立ち返り、分別の再徹底、梱包材削減、資材の再利用・長寿命化等に再度取組む。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙-2のとおり	
② 計画	(今後分別する取組)	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-2のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-2のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-3のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t
(これまでに実施した取組) スカム濃縮装置稼動 容積を1/20程度に濃縮			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-3のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t
(今後実施する予定の取組) 上記継続			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-3のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組) 埋立、海洋投入処分は行わない		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-3のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 上記継続		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-4のとおり	
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
(これまでに実施した取組) 埋立最終処分を行わず、残渣をマテリアルリサイクルする業者を選定し委託。 焼却を委託する場合も熱回収を行い、更に焼却残渣を再生利用する業者を選定し委託。			

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-4のとおり	
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
	(今後実施する予定の取組) 上記継続		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
  - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

当該事業場にて現に行っている事業

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程

廃棄物の種類

オフセット刷版工程	→ (1) 廃アルカリ (現像廃液)
活版刷版工程	→ (1) 廃アルカリ (現像廃液)
↓	(2) 廃酸 (現像廃液)
	(4) 廃プラスチック類
オフセット・活版印刷工程	→ (3) 廃油 (廃インキ)
デジタル印刷工程	(4) 廃プラスチック類
↓	(5) 木くず (当板、パレットくず)
製本・加工工程	→ (5) 木くず (当板、パレットくず)
	(4) 廃プラスチック類
排水処理工程	→ (3) 廃油 (スカム)
	(6) 廃油 (排水処理)
	(7) 汚泥 (排水処理)
その他全工程から資材の 梱包材、潤滑油、老朽部品 などが排出される	→ (3) 廃油 (潤滑油等)
	(5) 木くず (木箱、木枠、その他梱包資材など)
	(4) 廃プラスチック類

(1) 廃アルカリ (現像廃液)

収集運搬 (日本ケミテックロジテム株) → 中和 (JWケミテック株) / 栃木ハイトラスト株)

収集運搬 (松田産業株) → 中和 (松田産業株)

→ 中和残渣はセメント材料に再生

(2) 廃酸 (現像廃液)

収集運搬 (松田産業株) → 中和 (松田産業株)

→ 中和残渣はセメント材料に再生

(3) 廃油

収集運搬 (東武商事株) → 焼却 (東武商事株) → 残渣はセメント材料として再利用

(4) 廃プラスチック類

収集運搬 (都築鋼産株) → 破碎 (都築鋼産株) → 工業資材原料として再利用

収集運搬 (東武商事株) → 焼却 (東武商事株) → 残渣はセメント材料として再利用

収集運搬 (関商店株) → 破碎、固形燃料・製鋼原料化 (関商店株) → RPF材として再利用

(5) 木くず

収集運搬 (株ログ) → 破碎 (株ログ) → 燃料 (木チップ) として売却

(6) 廃油 (排水処理)

収集運搬 (都築鋼産株) → 油水分離 (株ダイセキ) → 中間処理後燃料製品化し再利用

(7) 汚泥 (排水処理)

収集運搬 (東武商事株) → 脱水 (東武商事株) → セメント材料として再利用







